

STN 契約条件

1. STN インターナショナルのサービス

STN インターナショナルは、利用者に対し STN に搭載されたデータベース（以下、「STN データベース」という）および STN サービスのオンライン利用、利用者マニュアル及び検索補助資料の作成、STN 使用のための講習会の実施に最善の努力を払うものとする。システム障害によりサービスが中断された場合（STN インターナショナルに起因しない通信及びその他の原因による中断は含まない）、STN インターナショナルは、可及的速やかにサービスを回復するため最善の努力を払うものとする。STN インターナショナルはそれ自身が適当と判断するその他のサービスを提供することができる。

2. 利用者のカスタマー番号 (Bill-to-Customer-Number) およびその他の識別情報

STN インターナショナルは、利用者が STN のサービスを利用できるよう、また STN インターナショナルが利用者を利用に基づく請求書を発行できるよう、利用者に対し LOGIN ID、パスワード、その他の識別情報を発行する。利用者は、LOGIN ID、パスワード、その他の識別情報の機密管理及び使用は利用者の責任とリスク負担において行うことに同意する。STN インターナショナルは LOGIN ID やその他の識別情報を、(i) STN の運用上必要な場合において STN 東京サービスセンターを含む STN 代理店に知らせる場合、(ii) STN にデータベースを提供し、利用者にデータベースの使用を許可する権限を持つ第三者に知らせる場合を除き第三者に開示しない。

STN データベース提供者および STN インターナショナルは前記の情報をデータベース所有者に開示することができる。

3. 請求と支払い

STN インターナショナルは、利用者に提供されたすべての STN サービスにつき毎月請求書を発行する。請求金額はその時点で有効な STN の価格表によるものとする。利用者は、請求書に記載された通貨により請求書発行日より 30 日以内に請求金額を支払うものとする。STN インターナショナルは、利用者が請求書発行日より 60 日以内に請求金額を完納しない場合は利用者へのサービスを終了することができる。利用者が質問・回答保管料金を請求書発行日より 60 日以内に完納しない場合は、STN インターナショナルは、利用者の当該質問・回答を保管するファイルを破棄することができる。なお、STN インターナショナルは、日本における事務代行機関である STN 東京サービスセンターに請求事務を委託することが出来る。

4. 利用者の検索内容の機密保持

STN インターナショナルは、利用者が行った STN データベースの検索内容の機密保持に最善の努力を払う。ただし、STN インターナショナルは利用者が抱える問題を解決するため、または STN サービスを提供するために必要な場合、STN 東京サービスセンターを含む STN 代理店または STN データベース提供者にこれを提示することがある。

5. 利用できるデータベース — 利用の制限

STN データベースの利用範囲及び適用される「STN 利用の制限 (usageterms)」は STN インターナショナルからオンラインにて利用者へ提供されるものとする。利用者は「STN 利用の制限」に記載された利用の制限に従うことに同意する。利用者の行う STN のいかなるデータベースのいかなる利用・接続も、利用者がその時点で有効である「STN 利用の制限」を遵守することを認めたことを意味するものである。STN インターナショナル及び/または STN データベース提供

者は、データベースの内容を変更し、またはデータベースの提供を停止し、または利用者の特定のデータベース利用を停止する権利を留保する。STN インターナショナルは、これらの行為を予告なしで実施できる。STN にデータベースが追加された場合、STN インターナショナルは利用者へ利用範囲、価格及び該当する利用の制限について通知する。利用者がこのデータベースを使用したことにより、その価格と その時点で有効である利用の制限に同意したものと見なす。

6. 利用に係わるリスクと費用の負担

利用者は、課税も含め STN の使用に係わるすべてのリスクと費用を負担するものとする。

7. 責任範囲

STN インターナショナル、STN データベース提供者、ネットワーク運営者および STN 販売機関は、完全かつ正確な検索結果および STN サービスを提供するために最善の努力を払うが、利用者が本契約に基づいてアクセスし得るデータベース、本契約に基づいて提供される検索結果、または本契約に基づくその他のサービスに関して、商品化可能性および特定目的への適合性に関する暗黙の保証も含めて明示的たると暗示的たるとを問わずいかなる保証も行わず、正確さまたは完全性を保証するものではなく、また誤りや脱漏に関する責任も負わない。また本契約により提供される情報製品の利用が第三者の特許権、著作権、商標権を侵害していないと表明するものではなく、本契約に基づくサービスの結果に、あるいはサービスを提供しなかったことに起因する直接的、間接的または結果的な損害（無限定的に利益の喪失を含む）に対して責任を負わない。ただしそのような損害が STN インターナショナルの重大な過失または故意の不正行為によるものである場合は例外とし、そのような場合も STN インターナショナルの賠償責任額は、一機関あたり 100 万円と、事由発生の日から 3 ヶ月前からの期間に利用者から STN に支払われた金額とのうちいずれか少ない金額を超えないものとする。

8. ソフトウェアの再輸出

利用者は本契約に従って提供されたソフトウェア製品を STN インターナショナルの事前の承諾なしに、国境を越えて販売、その他の方法で頒布してはならない。利用者はソフトウェア購入に関する通関のための全費用及び関税を負担する。STN インターナショナルはソフトウェアの購入代金の前納を要求することができる。

9. 契約期間

本契約は、STN インターナショナルが申込書を受け、カスタマー番号を発行することにより効力を発する。いずれかの当事者が 30 日以前の書面による通知をなした場合には終了するものとする。

10. 準拠法および管轄

本契約および申込書は米国法（コロンビア特別区法）に準拠するものとし、本契約に関する紛争は、すべて米国（コロンビア特別区）の管轄裁判所における裁判に付されるものとする。

11. 変更

本契約に関するいかなる他の条項に関わらず STN 価格、契約条件のあらゆる変更は STN インターナショナルによる変更の通知・公表で直ちに あるいは STN インターナショナルによって特定された日付で効力をもつものとする。STN インターナショナルは利用者への変更の事前通知に最大限の努力を払うものとする。変更通知は利用者の「料金請求先住所」宛に送付される。

あるいは STN ニュースレター、STN オンラインサービス上で表明される。変更後に利用者がサービスを受けた場合、変更合意したものとみなされる。

12. 完全な諒解

表紙ページを含む本契約、並びに本契約中の条件及び条項は、利用者と STN インターナショナル間の完全なる合意を示すものであり、口頭または書面による事前の合意に優先するものとする。利用者の申込書はいかなる意味においても本契約を変更するものではない。利用者の申込書と本契約との間に不一致が生じた場合には本契約が優先するものとする。

2012/4/1

***この「STN 契約条件」はお手元に保管しておいて下さい。**